

令和5年6月13日

金融庁

DDSを含む資本金借入金の引当方法について

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等により、増大する債務に苦しむ事業者に対しては、その財務内容を改善し、新規融資を供給しやすくする手段として、DDSを含む資本金借入金の活用が有効です。

他方、多くの金融機関では、融資実行時に資本金借入金の全額を貸倒引当金として計上する方法を採用しており、その結果、多額の引当負担に対する懸念が、資本金借入金の活用の障害となっているとの指摘があります¹。

こうした中、資本金借入金の活用が徐々に進むにつれ、一部の金融機関において、日本公認会計士協会の業種別委員会実務指針第32号²（以下、実務指針）を踏まえ、各金融機関の実態に即した形で全額引当以外の方法を採用する事例も出てきています。

このような状況を踏まえ、金融機関による資本金借入金の積極的な活用を後押しし、事業者の収益力改善や事業再生等を一層促していく観点から、今般、金融庁では、金融機関にヒアリング³を行い、その際に確認された資本金借入金の主な引当事例を公表します。より実情を踏まえた引当方法を模索している金融機関におかれては、本事例等を参考にした上で、資本金借入金の活用を含めた事業者支援に積極的に取り組むことを期待しています。

¹ 一部の金融機関からは、「債務超過であるが収益回復見込みのある要注意先に対して活用する場合、追加の引当負担が大きく、早期の事業再生の妨げとなっている」「これまで資本金借入金を活用してきたが、倒産実績（0件）を踏まえると全額引当は過度に保守的ではないか」などの指摘がある。

² 「資本金適格貸出金に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本金適格貸出金に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（2020年9月9日最終改正、https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200924dag.html）。本実務指針では、資本金借入金の引当方法として、原則法や簡便法、準株式法を例示している。

³ 約40の金融機関（主要行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合）に対して、資本金借入金の引当方法に関するヒアリングを実施した。

資本性借入金の引当事例

本事例は、金融庁が金融機関へヒアリングを行った際に把握した主な引当事例である。各金融機関において、本事例等を参考に資本性借入金の引当方法を具体的に検討する場合には、監査人と適時かつ適切なコミュニケーションを図ることが求められる。

<前提（各種計数は仮置きの数値）> ⁴

X社 B/S

資産	負債 (通常債権)
↑ 債務超過 110 ↓	資本性借入金 (劣後債権) 100

- 資本性借入金を資本とみなした場合の債務者区分における倒産確率：30%
- 資本性借入金を資本とみなさなかった場合の債務者区分における倒産確率：50%
- 資本性借入金（劣後債権）の倒産時損失率：100%
- 資本性借入金以外の債権（通常債権）は、同借入金を資本とみなした場合の債務者区分に適用される貸倒実績率（10%）を使用して引当額を算定

※ 実務指針では、DDS等を実施した時点において貸倒引当金を実質的に戻入れることは、通常合理的とは認められていない。資本性借入金における貸倒引当金の戻入れについては、最終頁の補足事項を参照

金融機関A（準株式法⁵）

引当額 $100 \times 100\% = 100$ （＝資本性借入金の全額）

資本性借入金の回収可能見込額をゼロとみなし、その全額（100%）を貸倒引当金として算定する。現状、多くの金融機関が採用している引当方法である。

なお、上記<前提>のうち、債務超過部分が90である場合（資本性借入金100は据置）、下記の通り、資本性借入金(100)のうち、同借入金活用前の債務超過に相当する部分(90)の回収見込額をゼロとみなし、資本とみなす前の債務超過に相当しない部分(100-

⁴ ここでは一つの方法として、債務者区分を参考に貸倒引当金を算定しているが、資本性借入金を含む債権の引当方法としては、必ずしも債務者区分に基づくものとは限られない。

⁵ 「準株式法」はあくまで実務上の通称であり、実務指針の「本文3. (1)②により劣後債権の予想損失額を算定する方法」のことを指す。

90=10) は、同借入金を資本とみなした場合の債務者区分に適用される貸倒実績率に基づいて算定する金融機関もみられる。

$$\text{引当額 } 90 \text{ (債務超過部分)} \times 100\% + 10 \times 10\% \text{ (貸倒実績率)} = 91$$

金融機関B (原則法)

$$\text{引当額 } 100 \times 50\% \text{ (倒産確率)} \times 100\% \text{ (倒産時損失率)} = 50$$

倒産確率及び劣後性を考慮した倒産時損失率に基づいて貸倒引当金を算定する。一部の金融機関では、倒産時損失率を一律で100%とみなし、その上で、倒産確率は、十分に信頼性の高い統計値の裏付けが得られないため、保守的に資本性借入金を資本とみなさなかつた場合の債務者区分に基づいた倒産確率を用いて、貸倒引当金を算定している⁶。

【倒産確率の算定方法】

債務者区分ごとの倒産確率 = 算定期間における倒産先数 / 算定期間の期首債務者数

※ ヒアリングで把握した原則法を採用している全ての金融機関において、母集団は資本性借入金の活用先以外を含む債務者全体

■ 「算定期間」の事例

① 「正常先・その他要注意先」：過去1年間

「要管理先・破綻懸念先」：過去3年間

※ 金融機関によっては、複数算定期間（例：3算定期間）の平均値を採用

② 当該資本性借入金の残存期間と同じ年数

※ 具体的には、債務者区分ごとに算定期間1年間～20年間の計20の倒産確率を算定（例：残存期間5年の場合は、5年間の倒産確率を適用）

■ 「倒産先数」の事例

① 各債務者区分から実質破綻先及び破綻先になった先数

② 「正常先・その他要注意先・要管理先」：

各債務者区分から実質破綻先及び破綻先になった先数

+ 破綻懸念先となった先数に破綻懸念先の倒産確率を乗じて算出した先数

「破綻懸念先」：破綻懸念先から実質破綻先及び破綻先になった先数

③ 各債務者区分から破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先になった先数

⁶ 「公開草案に対するコメントの概要及び対応」（コメント対応表、2020年9月9日、https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200924dag.html）において、倒産確率は、十分に信頼性の高い統計値を基礎とするなど強い証拠によって裏付けられる数値が得られない場合には、保守的に資本性借入金を資本とみなさなかつた場合の債務者区分に基づいた倒産確率を用いることを含め、他の合理的な方法が求められるとされている（「4. 主なコメントの概要とその対応」のNo. 3を参照）。

なお、上記の倒産確率を十分に信頼性の高い統計値に基づき算定した場合、下記の通り、資本金借入金を資本とみなした場合の債務者区分に基づいた倒産確率を用いて引当額を算定することも考えられる。

$$\text{引当額} = 100 \times 30\% (\text{倒産確率}) \times 100\% (\text{倒産時損失率}) = 30$$

簡便法について

倒産確率の算定など、原則法によることが実質的に困難である場合には、実務指針において、全債権者が保有する当該債務者に対する全ての金銭債権の予想損失額を算定し、取得原価又は償却原価を上限として、当該予想損失額を資本金借入金の貸倒引当金とする方法（簡便法）も認められている。なお、具体的な引当方法や計算例は実務指針を参照されたい。

引当額 全債権者が保有する当該債務者に対する金銭債権全体

× 優先・劣後の関係を考慮せずに算定された貸倒実績率(又は倒産確率・倒産時損失率)

補足事項 D D S 等における貸倒引当金の実質的戻入れ

実務指針では、D D S 等における貸倒引当金の実質的戻入れについて、実施時点では信用リスク総額は減少しないのが一般的であるため「通常合理的とは認められない」と規定している。その上で、経営改善計画（合実計画等）の履行により経営改善が確認できた後に引当の戻入れを行うことが可能とされている。

そうした中、一部の金融機関では、D D S 等実施後の戻入れ基準を事前に明確化することで、実情に即した円滑な引当の戻入れを実施している事例もみられる。

【戻入れ基準の例】

「D D S 等実施後、2年間の再建計画上の計画値（売上・利益など）に対する実績値の割合が、年度ごとに見て、平均8割以上確保されている場合は、計画通り経営改善が進行しているものとし、貸倒引当金の引当額の十分性を改めて判断したうえで、貸倒引当金の戻入れを行うことができる。」